

# クロスボーダーサービスに係る増增值税免税・ゼロ税率措置

April 2024

## In brief

中国の増增值税の規定において、中国子会社が日本本社、すなわち中国国外企業に対してサービスを提供する場合、完全に中国国外で費消される一定のサービスに対して、増增值税免税またはゼロ税率を適用することが可能とされています。

本措置は、その根拠規定が抽象的であるため、地方による違いはありますが、免除またはゼロ税率が適用された事例は多くありませんでした。しかし、近年の中国経済の状況を勘案し、本措置適用において厳格に適用されていた解釈を緩和する税務当局が増え、全体的に、グループのコスト削減策の1つとして本措置の適用する事例が増えてきています。

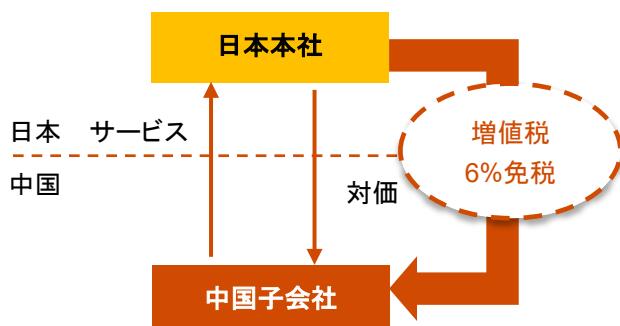
本ニュースレターでは、本クロスボーダーサービスに係る増增值税免税もしくはゼロ税率措置の概要と適用事例およびその課題について解説します。

## In detail

### 1. クロスボーダーサービスに係る増增值税免税・ゼロ税率措置の概要

中国子会社が日本本社に対してサービスを提供する場合には、原則、税率6%の増增值税が課されます。一方、そのサービスが完全に中国国外で費消されるサービスの一部については、増增值税免税・ゼロ税率が適用される可能性があります。

増增值税免税措置が適用可能と考えられる取引



適用可能性がある取引例は、以下のとおりです。

- 中国子会社は、日本本社に対し中国市場調査やマーケティング活動支援サービスを提供し、同社からサービス対価を受け取っている
- 中国の統括会社や管理会社等は、日本本社から委託を受けて他の中国子会社に対して管理業務を行い、同社からサービス対価を受け取っている
- 中国子会社は、日本本社からの委託を受けて研究開発を行い、同社から受託研究開発費用を受け取っている

## 2. クロスボーダーサービスに係る増価税免税・ゼロ税率措置の規定内容と適用事例

(1) 増価税免税の適用が可能とされる対象サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>中国国外企業へ提供する完全に中国国外で費消される以下のサービスおよび無形資産           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 電気通信サービス</li> <li>② 知的財産権サービス</li> <li>③ 物流補助サービス(倉庫保管サービス、集荷・配達サービスを除く)</li> <li>④ 鑑定コンサルティングサービス</li> <li>⑤ 専門技術サービス</li> <li>⑥ ビジネス補助サービス</li> <li>⑦ 中国国外で映し出される広告サービス</li> <li>⑧ 無形固定資産</li> </ul> </li> </ul>
(2) 増価税ゼロ税率の適用が可能とされる対象サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>中国国外企業へ提供する完全に中国国外で費消される以下のサービス           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 研究開発サービス</li> <li>② エネルギー管理サービス</li> <li>③ 設計サービス</li> <li>④ 放送映像番組(作品)の制作および配信サービス</li> <li>⑤ ソフトウェアサービス</li> <li>⑥ 電気回路設計および試験サービス</li> <li>⑦ 情報システムサービス</li> <li>⑧ ビジネスプロセス管理サービス</li> <li>⑨ オフショアサービスアウトソーシング業務</li> </ul> </li> </ul>
(3) 完全に国外で費消されることの定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービスの実際の受領者が中国国外にあり、かつ中国国内の貨物および不動産と関係がないこと</li> </ul>
(4) 仕入増価税の控除可否	<ul style="list-style-type: none"> <li>増価税免税を適用する場合、対応する仕入増価税について、仕入税額控除ができないとされるが、一方、ゼロ税率を適用する場合、対応する仕入増価税について、仕入税額控除は可能(一定の要件を充足する場合には還付可能)とされる。</li> </ul>

出所:「営業税の増価税への改正徵収試行に係る全面的な実施に関する通知」(財税(2016)36号)の添付資料4「クロスボーダー課税行為に係る増価税ゼロ税率および免税政策適用に関する規定」、「営業税の増価税への改正徵収におけるクロスボーダー課税行為に係る増価税免税管理制度(試行)」(国家稅務總局公告2016年29号)

## 3. クロスボーダーサービスに係る増価税免税・ゼロ税率措置の適用に向けての課題

増価税免税・ゼロ税率措置の適用について以下の課題があると考えられます。

### ① 根拠規定の曖昧さ

増価税免税措置の適用要件の一つである「サービスが完全に国外で費消される」および「国内の貨物と関係がない」について、規定が抽象的であり、所轄稅務局担当官の解釈と個別事案の状況に基づく判断に委ねられています。よって、非常に高い専門性と稅務局内部の考え方や事例などを把握する必要があります。

## ② 所轄税務局の事後調査

所轄税務局に申請を行い、免税もしくはゼロ税率の適用を受けたとしても、事後管理調査が行われます。この場合、申請時の担当官とは異なる部門の税務調査官が調査を行うことから、将来の事後調査に備えて申請時から証明資料等の準備をすることが重要といえます。

## The takeaway

クロスボーダーサービスに係る増価税免税・ゼロ税率措置は、2016年に営業税から増価税へ全面移行された当初、その適用の認可が厳しかった一部の地域においても、現在、適用される事例が増えています。しかしながら、事後調査における否認リスクが存在するため、税務当局の解釈等を確認した上で、将来の事後調査に備えた資料作成が重要となります。

## Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー  
Email: [jp\\_tax\\_pr-mbx@pwc.com](mailto:jp_tax_pr-mbx@pwc.com)  
[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー  
白崎 亨

ディレクター  
佐々木 敏子

シニア マネージャー  
丁 琦忠

### PwC 中国

中国上海市浦東新区東育路 588 号前灘中心 42 楼  
[www.pwccn.com](http://www.pwccn.com)

北京事務所  
パートナー  
山崎 学

上海事務所  
パートナー  
渕澤 高明

上海事務所  
シニア マネージャー  
松島 伸帆

## 過去のニュースレターのご案内

[過去のニューレターを読む](#)

## ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

## e-learning のご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野

をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 151 カ国に及ぶグローバルネットワークに 364,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2024 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.